

道路愛護ボランティア制度（わがまち・わがみち事業）

- ボランティアによる道路の清掃・緑化活動 -

1．背景と経緯

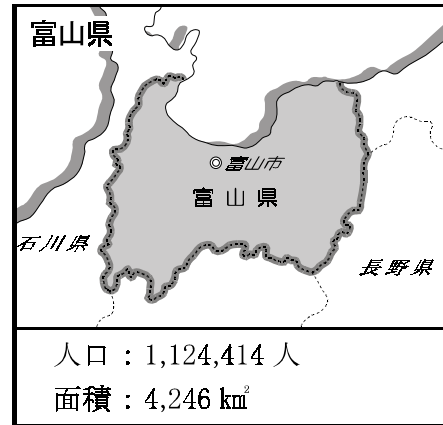
従来、道路などの公共財の管理は行政の役割であり、地域住民は町内会による清掃活動などを通じて非公式にそれを補完していたが、まちづくりへの市民参画が盛んになるにつれて、地域住民がこれにより積極的に携わるようになっていく。

特に近年、アダプト・プログラム¹の考え方を取り入れて、役割分担に関して管理者（行政）と取り決

めを交わした上で地域住民が道路や公園を管理していくような、従来のやり方とは異なる仕組みが全国的に普及しつつある。

富山県下においては、本事業を実施する以前より、多くの地域において町内会などの単位で近所の道路清掃や草むしりなどが行われていたが、平成4（1992）年の「ジャパンエキスポ富山」、平成8（1996）年の緑化祭の開催などを契機として、近年は道路を清掃したり路肩に花を飾ったりする運動が組織的に起こるようになり、住民の手により道路を良好に管理していこうという気運が高まっていた。

平成12（2000）年に富山県で国体が開催された際、県ではこうした動向を捉え、これらの取り組みをさらに広げ、活動の基盤を形成して継続化できるようにするために、道路愛護ボランティア制度（わがまち・わがみち事業）を実施することとした。



2．具体的内容と特色

本事業の検討が始まった当時、国内ではアダプト・プログラムを取り入れた徳島県の「アダプト・ア・ハイウェイ神山会議」（1998～）や「吉野川交流推進会議」（1999～）などの活動が注目を集めていた。

国内におけるこれらの先行事例は、特定の河川敷や道路区間を中心とした一地域内での活動である。富山県ではこれらの事例と異なり、広範囲で行われる複数の活動に対する支

¹ adopt program. 市民団体や企業などが行政と取り決めを結び、「里親」として道路・河川敷・海浜などの一定区画を自らの養子とみなして定期的に清掃し面倒をみる方法。1985年に米国で生まれ、1992年には全州が採用し、さらにカナダ、ニュージーランド、プエルトリコなどでも実施されている。日本では1998年の導入開始以降急速に普及し、2001年10月現在、55（予定を含む）の自治体が導入している。

援として事業の仕組みを検討した。

一般にアダプト・プログラムでは、実施団体は実施区域・内容を決めた後、事務局へ活動の希望を出し、管理者などと協定を結び、文書で決めた内容に基づき清掃・植樹管理などを行うこととなる。さらに、具体的な清掃回数などの細かい取り決めは確認書で行う。また、活動をPRし参加者の意欲を高めるため、「この道は私たちがきれいにしています。○×の会」などというように実施団体名を明記したサインボードを実施区域に立てる。その後、事務局が用意した清掃用具などの活動に必要な道具を受け取り、担当する区域で活動を開始する。

本事業の場合は、県が事務局を担当し、登録証の発行、活動の調整、傷害保険への加入手続きと保険料の負担、サインボードの掲示などを行っている。事務局の役割は、同じ場所で重複した作業をするなど団体同士の活動のバッティングを避けるための調整が主である。平成13(2001)年度における事業費は250万円で、うち保険料が数十万円を占めるが、事業費の多くは情報誌やチラシの作成・配布など、事業のPRに充てられている。

参加者は、本事業の活動項目である「清掃」と「花植え」から、いずれか一方あるいは両方を選び、毎年2月末に活動実績の報告書を提出する。報告書は傷害保険の申請時に用いることを目的としたもので、活動人数と日数を記載するごく簡素なものである。

本事業が国内外における同種の事業と大きく異なる点は、県から清掃用具や軍手、ゴミ袋などの用具の支給を行っていないことである。また、一般にアダプト・プログラムでは活動主体にある程度の責任を持たせるために活動期間や活動日数などの活動条件の取り決めを結ぶが、本事業ではそれらに関する取り決めは行っていない。

取り決めや手続きを簡素化し、行政の関与を最小限にしているのは、各地で行われる活動の自主性を尊重し、将来的にはシステムそのものが県の手から離れ、市民独自の活動として展開されていくことを期待しているためである。

事業開始にあたり、これらの取り決めをどうするかが検討されたが、一般に富山県民には「旗を揚げた以上はそれに恥じない行いをする」という意識風土があり、事業を利用する市民も意識の高い市民であると予想されたこと、各種の制約で門戸を狭めるのではなく幅広く参加者を募りたいという希望があったことから、富山県独自の方向性としてこうした方法を採用することが決められたのである。

3. 成果と効果

平成14(2002)年2月現在、団体数は28、登録人数は1,528名である。登録団体には、例えば「上本町商店街振興組合」(53名)、「富山市立東部小学校環境グループ」(33名)、「黒部沓掛町内会」(45名)、「青島老人クラブ千歳会」(94名)など、様々な種類のものが

みられる。

これらの団体の中には、本事業が制度化される以前から清掃美化のボランティア活動を行っていた団体が多い。最も多くの登録人数を擁する参加団体は「NTT-ME 北陸富山支店社員一同」(338名)であるが、同団体も本事業に登録する以前から道路清掃のボランティアを活動を行っている。本事業を契機として、従来ボランティアで行われていた道路清掃活動が県によりさらにPRされることになり、参加者の意識高揚に効果が挙げられている。

活動の種類別には、「清掃」が延長10,200m・団体数16、「花植え」が延長11,690m・団体数19となっている。活動実績は団体により異なるが、年間およそ2～9日である。ただしこれらは全員参加の花植え日や清掃日などのみであり、普段の水やりや小グループごとに毎月行うような清掃日などについてはカウントしていないので、実際の活動時間はさらに長い。

活動が行われている地域においては概ね道路の美観が向上している。担当課の中では、サインボードを掲示したり、大勢で人目につく時間帯に活動したりすることが、特に大きな効果を生んでいるのではないかという意見もある。道路沿いのごみには通行車両からのポイ捨てが多いが、本事業によりこうしたポイ捨てが減少することも期待されている。

4. 問題点と対応策

事務局では、当初は活動のバッティングを避けるために細心の注意を払っていたが、従来から同様な活動を続けていた団体がそのまま登録された事例が多かったこともあり、実際は危惧されたような活動のバッティングは殆ど見られなかった。

参加団体には企業を母体とするものも少なくないが、参加者の自主性を重視しているため、こうした場合も団体名は「〇×会社」ではなく「〇×会社社員一同」などといったかたちで申請を受けている。また、実際そうした事例は現れなかったが、選挙などの広報活動の一環に本事業が利用されることを避けるため、例え登録人数が1名の団体でも、名称は個人名ではなく「〇×の会」などといった匿名を用いることとしている。

本事業では、エリア単位で活動範囲を設定しているため、国道・県道などの各種の道路が混在するエリアも多いが、万が一事故が起こった際、その場所が県道以外であると保険の適用に困難が生じる可能性もある。このため、国や市町村と調整して保険の適用範囲を拡大していくことが当面の課題の一つとなっている。

市民のボランティア活動を原動力とする取り組みには、継続性を持たせることが重要なポイントの一つであり、本事業においてもそれは重要である。本事業における活動には昔から継続されているものも少なくないが、これらは高齢者がリタイア後の生き甲斐として参加している場合が多いことから、その後継者が確保されない場合は活動そのものが終止

してしまう場合が多い。本事業は平成 12 (2000) 年度からとまだ開始されて間もないことから根付いていない面もあり、担当課では、活動の幅を拡大していくと同時に現在の活動を根付かせるための支援も行政の重要な役割の一つであると捉えている。

5 . 今後の展望

現在は県主導で事業を実施しているが、県としては今後は事業の主導権を県から市町村に移し、将来的には運営主体としてボランティア団体の協議会などが新たに設立されることを期待している。

また、本事業では道路を対象としているが、地域の環境整備に関しては、道路以外にも河川敷や公園などを対象とした様々な市民活動が見られ、将来的にはこれらの別種の活動とのネットワーク化を進めていくことも課題である。

本事業の目的の一つである地域コミュニティの活性化については、現在のところ明確な成果は見られない。コミュニティの活性化につながる活動として地域に定着していくためには、各地域で活動のリーダーとなる市民が出現し、そのネットワークが形成されていくことが望ましい。ネットワーク化のためには事業の P R が重要であり、そのためにも平成 14 (2002) 年 1 月に創刊した会報誌の発行は今後とも重点的に取り組んでいく必要がある。

活動が各地域に定着し、事業の第一段階をクリアしたというのが現状である。県では、平成 14 (2002) 年度に事業の第二段階として、各団体の代表を集めたシンポジウム的な集会を開催する予定であり、これを契機としてネットワーク化への具体的な支援をより強化していく方針である。

ボランティアアしませんか？

道路愛護ボランティア

わたしたちのまち・みち

きれいなみちを通るのは
気持ちがいいですね。
花がいっぱいのまちは
また来たくりますね。

そんなわがまち・わがみちにしませんか。
あなたのできることから・・・

もっと
とやまのみちが身近になる。

もっと
とやまのまちが好きになる。



富山県

富山県道路愛護ボランティアのチラシ（表面）

道路愛護ボランティアってなに？



どんな制度？

県道の一定区間の清掃や緑花を行っていただくものです。

(例えば、草むしり、水やり、ゴミ拾いなど)



登録すると？

「富山県道路愛護ボランティア」として登録されます。団体等に登録証、各個人に個人登録カードが発行されます。

希望されれば、右上の写真のような表示板を設置します。

(※場所によっては、設置できないこともあります。)

問い合わせ、申し込みは？

下記までご連絡下さい。



富山県土木部道路課 富山市新総曲輪1-7 tel:076-444-3108

富山土木事務所
高岡土木事務所
立山土木事務所
魚津土木事務所
入善土木事務所
氷見土木事務所
福野土木事務所
小矢部土木事務所

富山市舟橋北町1-11
高岡市赤祖父211
立山町前沢2359-5
魚津市新宿10-7
入善町上野11473
氷見市朝日丘9-24
福野町寺家330
小矢部市今石動町2-13-1

tel:076-444-4446 076-444-4450
tel:0766-26-8423 0766-26-8428
tel:076-463-1102 076-463-6169
tel:0765-22-9115 0765-22-9119
tel:0765-72-1243 0765-72-1099
tel:0766-72-8205 0766-74-2896
tel:0763-22-3524 0763-22-3526
tel:0766-67-0262 (代表)
* 業務班又は道路維持班へとお申し付けください。

道路課のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.toyama.jp/sections/1501/1501.htm>

富山県道路愛護ボランティアのチラシ (裏面)